

薬学研究科 医療薬学専攻

I. ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

薬学研究科では、建学の精神「学問による人間形成」および教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、薬物治療に関わる臨床実務の場で活躍できる科学的洞察力や医療薬学領域の問題解決に資する自立した研究力・指導力を有する、次代を担う研究者を養成することを目指す。

薬剤師・研究者・指導者となる資質として、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修め、学位論文審査および最終試験に合格した者に対して学位を授与する。

- ・幅広い教養と深い専門的な知識・技能・態度および生涯にわたり自己研鑽に励む姿勢に基づき医療薬学領域における研究力を発揮できる能力
- ・医療薬学領域において課題を発見し問題を解決する能力
- ・科学的洞察力とリーダーシップを発揮し、地域社会・国際社会・企業社会に貢献できる能力

II. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

薬学研究科では、学位授与に要求される能力を修得し、医療現場において指導的立場に立てる薬剤師および薬学教育現場における優れた教育・研究者など、社会の要請に合った人材を養成するために、薬学研究科は、次のように博士課程のカリキュラムを編成、実施する。

- ・大学院学生生活を充実させるため、研究立案能力を修得する初年次教育科目として医療薬学演習を設置する。
- ・医療薬学分野の課題に対する解決するための調査・計画・実践をおこない、科学的な洞察力や表現力を修得するため、医療薬学特論、臨床薬学特論、生命薬学特論、創製薬学特論を設置する。所属研究室において教員指導のもとで研究を行い、学位論文を作成することにより、問題解決能力や研究マインドを高め、自立した研究者としての研究遂行能力と専門知識・技能を身につける。
- ・専門関連分野の内容を適切に伝える表現力と質疑に対する応答力を向上させるため、専門教育科目として医療薬学特別演習及び大学院特別演習を設置する。これらの演習を通して、専門知識の幅を広めるとともに論理的な思考力を身につける。また、専門関連分野の先端研究成果に触れ、洞察力を身に着けるため、専門科目として大学院特別講義を設置する。
- ・薬剤疫学や医薬品評価科学に秀でた専門性を修得するために、また地域性や国際性を通じた人間力の涵養を目的として、キャリア教育科目として薬剤疫学特別演習、薬効評価学特別演習、医療政策論特別演習、地域医療学特別演習、国際薬学特別演習を設置する。
- ・学修アセスメント・プランを提示し、ディプロマ・ポリシーが示す能力や大学院生の成長に伴う達成度を測定、評価する。

Ⅲ. 博士課程 学位取得までのプログラム

学年	プログラム	備 考
1 年次 (入学時)	入学時 研究計画書の立案薬学 特論の履修 (4 年間継続)	所属講座主任の指導
	講義科目の履修	
	医療薬学演習, 薬学特論 研究計画書のプレゼンテーション 研究計画書の完成	複数の教員による指導 体制の確立
2 年次	薬学特論の履修 (4 年間継続)	所属講座主任の指導
	講義科目の履修	
	医療薬学特別演習, 薬学特論 研究中間報告書のプレゼンテーション	複数の教員による指導 体制 形成的評価
3 年次	薬学特論の履修 (4 年間継続)	所属講座主任の指導
	講義科目の履修	
	医療薬学特別演習, 薬学特論 研究中間報告書のプレゼンテーション	複数の教員による指導 体制 形成的評価
4 年次	薬学特論の履修 (4 年間継続)	所属講座主任の指導
	講義科目の履修	
	医療薬学特別演習, 薬学特論 研究中間報告書のプレゼンテーション	複数の教員による指導 体制 形成的評価
	博士論文作成 (12 月提出) 学位論文審査 博士論文発表会で発表 口述試験 学位論文審査委員会による審査 学位 (博士) 取得 (3 月)	

Ⅳ. 博士学位取得の要件

(1) 本薬学研究科における博士学位取得の要件は以下のように定める。

「大学院に4年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本薬学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格すること」

(2) 博士論文審査を申請するものは、以下のものを期日までに、学位論文審査委員会に提出すること。

- ・自ら作成した博士学位論文1篇
- ・自ら実践した研究に関して筆頭著者として作成・投稿した学術論文1報以上（ただし、査読有の英文学術誌に掲載済み（受理は認める）の論文に限る）
- ・自ら実践した活動の記録2報以上（共著者学術論文、紀要、研修報告書、ポートフォリ

- 才及び公的評価のある成長証明書等) (ただし、他の学位申請に用いた(る)ものは除く)
- (3) 博士論文審査を申請するものは、別途開催される博士論文発表会において口頭発表すること。発表に際し、口頭試問による試験を行う。なお、各種薬学特論における4年次前期の形成的評価が満たされていない学生は、博士論文審査を申請することができない。

V. 学位論文審査体制

- (1) 研究科委員会は、薬学研究科内に、学位論文審査委員会を設置する。学位論文審査委員会は、薬学研究科長を含む博士論文科目担当の大学院教員全員で構成される。
- (2) 学位論文審査委員会は、当該論文に最も関連する研究分野の教員を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上を副査として選定し、博士論文単位修得要件について厳格な審査を行う。
- (3) 主査・副査による審査結果と博士論文発表会における口頭試問の結果を受けて、学位論文審査委員会は、博士論文の可否を決定する。
- (4) 博士論文審査の合格を持って、博士学位の取得が認められる。

VI. 博士論文審査基準

薬学研究科医療薬学専攻における博士論文審査は、以下の基準に基づき審査する。

①論文としての完成度

- (1) 独創性と発展性
 - ・当該研究分野・領域の先行研究を渉猟し、それらを十分理解・整理した上で、自己の研究を当該分野の研究動向の中に位置づけているか。
 - ・問題意識が明確に示されており、研究の意義や必要性が述べられているか。
 - ・考察・見解において先行研究を超える本論文作成者の独創性が認められるか。
 - ・論文の内容に、今後の研究への寄与・貢献が予見され、当該分野の進展を加速させるものと評価出来るか。
- (2) 実証性
 - ・論証に用いた研究結果や情報は質量に過不足なく、また論旨に合致しているか。その収集方法は適切であるか。
 - ・研究目的に見合った方法論や理論を適切に用いて分析、考察を行っているか。
- (3) 論理性
 - ・論証の過程において、その論旨が明確で一貫しているか。
 - ・結論が明示されているか。
- (4) 形式
 - ・所定の体裁および、当該分野・領域の標準的な様式に倣って整備されているか。
 - ・表記、表現が適切であるか。

- ・引用，注記，図表，参考文献などの用い方，示し方が適切であるか。
- (5) 口述試験・公开发表
- ・論文の内容や意義を簡潔にまとめ，的確かつ効果的に説明できたか。
 - ・質疑に対する応答が適切に行われたか。

② 研究者としての能力と可能性

(1) 研究者としての能力

- ・本論文執筆者は当該分野において自立した研究者として今後の活動に十分な期待が持てるか。
- ・自ら実践した研究に関して筆頭著者として作成・投稿した学術論文1報以上（ただし，査読有の英文学術誌に掲載済み（受理は認める）の論文に限る）および自ら実践した活動の記録2報以上（共著者学術論文，紀要，研修報告書，ポートフォリオ，公的評価のある成長証明書等）を公表しているか。

(2) 研究者として今後の発展性

- ・生涯にわたり自己研鑽に励む姿勢が認められるか。
- ・医療薬学領域で科学的洞察力とリーダーシップを発揮するために必要な知識・技量・態度を修得しているか。

上記の審査基準，審査点は，研究分野及び研究対象に応じた諸条件を勘案して，柔軟に適用するものとする。

VII. 学位論文の公表方法

- (1) 学位論文審査委員会により合格が認められた博士論文は，書籍あるいは電子書籍等一般公衆に閲覧可能な状態とし，図書館等において公表する。
- (2) 博士（薬学）の学位を取得した者については，その氏名及び論文題目を Web サイトや大学広報誌等で公表する。